

第3章

刑事手続への 関与拡充への 取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）・・・ 52

刑事手続への 関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)

(1) 迅速・確実な被害の届出の受理

【施策番号114】

警察においては、犯罪被害者等からの被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実な受理に努めている。

(2) 告訴に対する適切な対応

【施策番号115】

警察においては、都道府県警察本部及び各警察署に「告訴・告発センター」等を設置し、告訴・告発に係る対応責任者及び対応担当者を指定することで、担当課の決定、受理・不受理の判断が迅速になされる体制を構築している。

また、検察庁においても、告訴について適切な対応に努めている。

(3) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

【施策番号116】

ア 警察においては、性犯罪被害者が警察へ届出を行うことなく医療機関を受診した場合、後に警察へ届出を行うときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから、医師等が診療時に証拠を採取するための資機材の整備に係る予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等に係る取組を推進している。

【施策番号117】

イ 警察においては、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠採取の方法を医師等に教示している。

(4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

【施策番号118】

検察庁においては、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明するとともに、冒頭陳述の内容を記載した書面等の交付を全国で実施している。

また、法務省・検察庁においては、これらについて、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知徹底を図り、一層適正に運用されるように努めている。

(5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

【施策番号119】

検察庁においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」(P54【施策番号128】参照)等により、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件が係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨の周知を図っている。また、検察庁において保管する訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録(いわゆる確定記録)の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性と一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較考慮して、その許否を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努めている。

犯罪被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例の延べ数は、令和元年中、1,195件であった。

公判記録の閲覧・謄写状況

年次	記録の閲覧・謄写
平成27年	1,499
平成28年	1,530
平成29年	1,270
平成30年	1,299
令和元年	1,195

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数及び同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数の合計である。
- 3 平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している（なお、28年以前に決定等がなされ29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。）。この計上基準日の変更により、29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

提供：法務省

(6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実 【施策番号120】

ア 法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じて、犯罪被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、検察官が犯罪被害者等と適切な形で十分な意思疎通を図ることについて、検察官等への周知に努めている。

【施策番号121】

イ 検察庁においては、公判前整理手続等の経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望に応じ、適宜の時期に、検察官が必要な説明をし、また、被害者参加人等が公判前整理手続等の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うように努めている。さらに、検察庁においては、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会ができる限り得られるよう、公判期日の設定に当たり、必要に応じて、犯罪被害者等の希望を裁判所に伝えるよう努めている。加えて、法務省・検察庁においては、検察官等を対象とする研修において、犯罪被害者等の保護・支援についての講義を実施するなどして、犯罪被害者等との意思疎通の重要性について、検察官等への周知に努めている。

(7) 国民に分かりやすい訴訟活動

【施策番号122】

検察庁においては、犯罪被害者等を含む傍聴者等にも手続の内容が理解できるように、難解な法律用語の使用はなるべく避けたり、プレゼンテーションソフト等を活用して視覚的な工夫を取り入れたりするなど、国民に分かりやすい訴訟活動を行うように努めている。

(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号123】

P 37 【施策番号77】 参照

(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

【施策番号124】

法務省・検察庁においては、検察官が上訴の可否を検討するに当たり、犯罪被害者等の意見を適切に聴取するよう、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知に努めている。

(10) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

【施策番号125】

法務省・検察庁においては、検察官等に対し、会議や研修等の様々な機会を通じて、少年保護事件に関する意見の聴取の制度、犯罪

「少年法等の一部を改正する法律」(平成12年) の実績

年次	意見聴取		記録の閲覧・謄写		審判結果等の通知	
	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数
平成27年	315	301	1,137	1,111	1,100	1,090
平成28年	244	226	1,080	1,051	991	982
平成29年	236	223	1,064	1,039	854	849
平成30年	214	207	936	894	824	817
令和元年	250	239	925	903	870	869

(注) 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。

提供：法務省

被害者等による記録の閲覧・謄写の制度及び家庭裁判所が犯罪被害者等に対し少年審判の結果等を通知する制度の周知を図っており、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるように努めている。また、これらの制度等について解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、周知を図っている（P54【施策番号128】参照）。

(11) 少年審判の傍聴制度の周知徹底

【施策番号126】

法務省・検察庁においては、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度や、家庭裁判所が犯罪被害者等に対し審判の状況を説明する制度の周知を図っている（P54【施策番号128】参照）。

「少年法等の一部を改正する法律」（平成20年）の実績

年次	少年審判の傍聴の実施状況		少年審判の状況説明制度の実施状況	
	傍聴の対象となった事件数	傍聴を許可した事件数(人数)	申出のあった人数	認められた人数
平成27年	74	45 (65)	514	505
平成28年	74	34 (67)	362	340
平成29年	78	36 (73)	313	302
平成30年	68	25 (47)	301	287
令和元年	51	20 (37)	294	280

(注) 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。
提供：法務省

(12) 法テラスで行っている支援に関する情報提供の充実

【施策番号127】

法テラスにおいては、国民への制度周知・広報の取組として、国民にとって見やすく、かつ、分かりやすい表現を心掛けた、犯罪被害者支援業務や、ストーカー、配偶者からの暴力等及び児童虐待の被害者支援に関するリーフレット等の各種広報資料(法テラスウェブサイト「刊行物」)：

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/leaflet/index

html) を発行するとともに、地方公共団体等に依頼して広報資料を窓口に備え置いてもらったり、関係機関・団体の機関紙に法テラスの紹介記事を掲載してもらったりしているほか、SNSを利用した広報を展開している。

(13) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

【施策番号128】

ア 法務省においては、被害者参加制度や少年審判の傍聴制度等、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、検察庁に配布して、検察官が犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどしているほか、各種イベントで配布するなどしている。また、同パンフレットは、法務省及び検察庁ウェブサイト上にも掲載している。

さらに、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を作成し、これを全国の検察庁に配布して、犯罪被害者等に対する説明に利用しているほか、YouTube 法務省チャンネルで配信している。

- ・ 法務省ウェブサイト「犯罪被害者の方々

犯罪被害者等向けパンフレット



提供：法務省

へ」：http://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1.html

- ・ 法務省チャンネル「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」：<https://www.youtube.com/watch?v=lXmgyAoEM9E>
警察においては、「被害者の手引」の内容を充実させている（P84【施策番号196】参照）。

被害者の手引（外国語版）



被害者の手引



英語版や点字版のほか、内容を音声で録音したCD版を作成し、全国の検察庁や点字図書館等へ配布している。また、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」は全編に字幕を付しており、聴覚障害者に対しての情報提供も可能としている。

被害者の手引（交通事故・事件用）



(14) 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等【施策番号131】

都道府県警察においては、検視・司法解剖に関する手続等を盛り込んだパンフレットを配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めている。

また、検察庁においても、検察官が、捜査や公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に対し検視・司法解剖に関する情報を提供している。

【施策番号129】

イ 都道府県警察では、それぞれの実情に応じて、英語、中国語等の外国語版の「被害者の手引」を作成・配布するなどの適切に対応を行っている。

【施策番号130】

ウ 法務省においては、外国人や視覚障害者である犯罪被害者等に対しても情報提供を可能とするため、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」について、

(15) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進

【施策番号132】

警察においては、検察庁と連携し、捜査上留置の必要のなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で速やかな返却又は処分をするように努めている。

(16) 証拠品の適正な処分等

【施策番号133】

検察庁においては、証拠品が犯罪被害者等の所有に係る物である場合、犯罪被害者等に還付の希望の有無を確認し、還付を希望するときは、被差押人又は差出人を説得して当該証拠品が犯罪被害者等に還付されるよう努めている。被差押人等が犯罪被害者等への還付に応じないときには、当該証拠品の処分に先立って犯罪被害者等と連絡を取るなどして、犯罪被害者等が所有権を行使する機会を確保する措置を講じている。検察庁においては、捜査・公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、早期還付等も含めた証拠品の処分について検察官が慎重に検討を行い、必要に応じて、還付の時期や方法等について、犯罪被害者等に対して説明を行うなど、個別事案に即した適切な運用に努めている。

(17) 捜査に関する適切な情報提供等

【施策番号134】

ア 警察庁においては、「被害者連絡実施要領」（平成29年7月12日付け警察庁刑事局長等通達別添）に基づき、被害者連絡が確実に実施され、犯罪被害者等に対する適切な情報提供が行われるよう、都道府県警察に対する指導を行っている。

交通事故に関しては、被害者連絡を総括する者として、都道府県警察本部に被害者連絡調整官等を設置している。被害者連絡調整官等は、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応が行われるよう、各警察署の交通捜査員に対する指導・教育を実施している。

また、被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者等の状況やニーズのうち、民間被害者支援団体や他の行政機関と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供するなど関係機関・団体との連携を図っている。

被害者連絡制度の概要



【施策番号135】

イ 法務省・検察庁においては、捜査段階から、捜査に及ぼす支障等も総合考慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に捜査に関する情報を提供するよう、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知に努めている。

- 海上保安庁においては、捜査や公判に支障を及ぼしたり、関係者の名誉等の権利を不当に侵害したりするおそれのある場合を除き、犯罪被害者等に対して当該事件の捜査の経過等の情報を提供している。

(18) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

【施策番号136】

警察においては、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置した交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑われる交通事故、事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うとともに、交通事故捜査の基本である実況見分等についての教育を強化している。

警察庁においては、交通事故被害者等の真実を知りたいという強い要望に応えるべく、交通事故鑑識官養成研修をはじめとする各種捜査研修を実施し、捜査員の能力向上を図るとともに、客観的証拠に基づいた事故原因の究明を図るため、ドライブレコーダー等の映像記録や3Dレーザースキャナ等各種機器の活用を推進している。

交通鑑識



(19) 交通事故に関する講義の充実

【施策番号137】

P 47【施策番号104】参照

(20) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

【施策番号138】

P 47【施策番号103】参照

(21) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

【施策番号139】

ア 法務省・検察庁においては、被害者保護の要請に配慮し、犯罪被害者等に対する不起訴事件記録の開示の弾力的運用を実施するように努めている。

不起訴記録は、非公開が原則であるが、交通事故に関する実況見分調書等の証拠については、裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会に対し、開示することが相当と認められるときは、これに応じている。また、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、事件の内容を知ること等を目的とする場合でも、捜査や公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害したりしない範囲で、実況見分調書等を開示し、弾力的な運用に努めている。さらに、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査や公判

に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害したりしない範囲で、実況見分調書等を開示している。

不起訴記録の弾力的開示等については、検察官等を対象とする研修等を通じ、検察官等への周知に努めている（P52【施策番号119】参照）。

【施策番号140】

イ 検察庁においては、不起訴処分について、検察官が犯罪被害者等の希望に応じ、関係者の名誉等の保護の要請や捜査に及ぼす支障等にも配慮しつつ、不起訴処分の裁定前後の適切な時期に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うように努めているほか、会議や研修等の機会を通じ、犯罪被害者等の保護・支援等についての講義を実施するなどして、犯罪被害者等に対する不起訴処分の説明について、検察官等への周知に努めている。

(22) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

【施策番号141】

一定の場合に検察審査会の議決に拘束力を認める制度が平成21年5月から施行されたことに伴い、検察庁においては、起訴議決に至った事件について、裁判所により指定された弁護士に対する協力を行うなど、その適切な運用が図られるように努めている。

(23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

【施策番号142】

法務省においては、平成18年に、これまで原則として親族に限定されていた受刑者の面会や信書の発受の相手方について、犯罪被害者等も認めることとする指針を示し、その後、犯罪被害者等と受刑者との面会が実施されるなど、刑務所や拘置所等の刑事施設において、適切に対応している。

(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等

【施策番号143】

ア P45【施策番号92】参照

【施策番号144】

イ 法務省においては、保護処分執行に活用するため、少年に係る情報について、少年院において得られるものだけでなく、家庭裁判所や保護観察所等の関係機関や保護者から得られたものを、その都度少年簿に記載している。平成19年12月からは、犯罪被害者等に関する事項についてより一層必要な情報の収集及び記載ができるよう、少年鑑別所や少年院において犯罪被害者等に関する事項を把握した際に、少年簿に具体的に記載することとし、少年の処遇に携わる職員により確実に情報の共有が図られるようにしている。

【施策番号145】

ウ 法務省においては、性犯罪者等の特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対する専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に対応している。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導を適切に実施している。

【施策番号146】

エ 保護観察所においては、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）において、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底している。令和元年中に、心情等を伝達した件数は158件であった。

更生保護における各種制度



提供：法務省

心情等伝達件数

年次	心情等伝達件数
平成27年	166
平成28年	155
平成29年	177
平成30年	180
令和元年	158

提供：法務省

(25) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施

【施策番号147】

地方更生保護委員会においては、更生保護法に基づき、仮釈放や少年院からの仮退院の審理に際し、犯罪被害者等からの希望に応じて、犯罪被害者等から意見等を聴き、仮釈放等を許すかどうかの判断に当たって考慮するほか、仮釈放等を許す場合には、特別遵守事

意見等聴取件数

年次	意見等聴取件数
平成27年	292
平成28年	325
平成29年	334
平成30年	313
令和元年	336

提供：法務省

項を設定する際の参考としている。

令和元年中に、意見等を聴いた件数は336件であった。

(26) 更生保護官署職員に対する研修等の充実
【施策番号148】

法務省においては、仮釈放等を許すかどうか

かを判断する地方更生保護委員会委員を対象とした研修に、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を設けている。犯罪被害者等施策に関する内容のほか、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等についても理解を深められるよう、講義内容の充実を図っている。



更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会

更生保護の犯罪被害者等施策（意見等聴取制度、心情等伝達制度、相談・支援制度及び被害者等通知制度）が平成19年12月に開始されてから10年以上が経過する中で、これらの制度の利用件数は着実に増加し、実務に定着した。この間、更生保護官署では、好事例や課題の共有等を通してその運用改善を図ってきた。しかし、その後も制度を利用した犯罪被害者等から制度・運用の一層の改善を求める声が寄せられていることに加え、この十余年の間に、第3次基本計画や再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）等において、犯罪被害者等の心情等を踏まえた加害者処遇の一層の充実が求められている。

これらの状況を踏まえ、法務省保護局長は31年4月、更生保護の犯罪被害者等に関わる業務全般の課題を整理し、犯罪被害者等施策をより充実させるとともに、犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇を実現させるための方策について検討することを目的として、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」を設置した。

同検討会は、犯罪被害者等、学識経験者、弁護士、犯罪被害者等の支援者、法務省保護局長経験者、被害者担当官経験者及び被害者担当保護司を構成員とし、令和元年5月から、犯罪被害者等へのヒアリングを含む全7回の会合を開催し、法務省保護局長に報告書を提出した。

報告書においては、更生保護の犯罪被害者等施策や犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の実施について現状と課題が整理され、犯罪被害者等の思いに応える更生保護を実現するための提言がなされた。その提言事項の概要を紹介する。

1 犯罪被害者等によるアクセスの向上

犯罪被害者等にとって分かりやすい広報及び説明を実施すること、利用しやすい制度とするために手続を簡素化すること、制度利用できる犯罪被害者等の範囲の一部拡大について検討すること等が提言された。

2 犯罪被害者等の思いに応える制度運用の実現

更生保護官署における犯罪被害者等に関する基本原則を明確化し、職員のスキルアップを図ること、加害者に関する情報の提供の在り方等について検討すること、関係機関との連携等により相談・支援制度の実効性を向上させること、犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の充実について検討すること、被害者等の声を踏まえた運用改善を検討すること等が提言された。

3 犯罪被害者等施策を適切に実施するための体制の整備

更生保護官署において犯罪被害者等施策を適切に実施するため、人事配置上の工夫を検討する

ことや、従事する職員の確保に努めることが提言された。

法務省保護局においては、本提言を踏まえ、更生保護の犯罪被害者等施策や犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察の在り方について、今後検討を重ね、その実現に向けて取り組むこととしている。

なお、本検討会の議事概要及び報告書については、法務省ウェブサイトで公開している。
(http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo08_00002.html)

(27) 矯正施設職員に対する研修等の充実

【施策番号149】

矯正研修所においては、新規採用職員や幹部要員等を対象とする研修の科目として「犯

罪被害者の視点」等を設けるとともに、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等の理解を深めるため、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、その充実を図っている。

コラム 4

幼い子供を狙う犯罪に厳罰を

公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター
犯罪被害者御家族

7月19日、保育園から娘を連れて帰ってきた母が、「ちょっと！問題やお。」そう言って帰宅中の車の中で、私の娘から聞いた話を話し始めました。途中から娘が自ら話し出したので、私は一通り最後まで聞きました。当時5歳の娘が、ここまで具体的に話す内容に衝撃を覚え、信じずにはいられませんでした。その後、すぐに園長先生に相談しようと思い、慌てて保育園に駆け込みました。

この日の夕方、ダンス教室に向かう車の中で、いつもはおしゃべりでうるさいくらいの娘が、ポーっと黙っていて、もう着くという頃に、「私って悪い？」「私怒られない？」と、不安そうに聞いてきました。

子供ながらに何となく大変なことになっていると感じているのかと思い、私は「あなたは悪くないよ！ちゃんとお話ししてくれたからお利口だよ！」と言いました。帰りの車の中でも、娘は、確認するかのように同じことを聞いてきました。自分がおかしいんだとか自分が悪かったんだなど、間違った認識は絶対にして欲しくなくて、私は娘に、しっかり話せたことを過剰な程褒め、あなたは悪くないんだよ、ということを真剣に伝えました。

その後、今まで暗い場所でも夜でも平気で、怖がったことはなかった娘が、とても怯えるようになってしまいました。事件以降、娘は夜になると、家の中に加害者である先生が入って来ないか、外出からの帰りや家に入る際にもキョロキョロと周りを見回し、「先生いない？」と怖がり、私にしがみつきながら家に入るようになりました。ずっと優しい先生、好きな先生として約3年半慕ってきた先生が、悪いことをした、悪い人だったという認識は出来ていたようで、娘からしたら怖い存在になっているようでした。

事件から数週間経ってからも、「ママ、保育園で1人で廊下を歩くとか、トイレ行く時怖い」「カーテンのふくらんでいる所に誰かいるって思って怖い」などと色々な場面ですごく怖がるようになっ

てしまいました。また、「保育園でお家に帰りたくなって思っちゃった」「保育園行きたくないな一つ思っちゃう」と言うこともありました。

確かに、以前はなかったのに、「今日はお休みがいいな」とか「まだ寝ていたい」と言うことが度々ありました。未満児からずっと通って来た、娘にとって大好きな場所。熱があっても休みたくないという程、保育園が大好きで、のびのびと楽しく過ごせる場所だったのに、こんな風に怖いと思うようになったのは、加害者のせいだと思うと、怒りが込み上げてきます。

事件の翌日は、園で初めての夏祭り。年長で、最初で最後だし行きたがるだろうとしか思っていないませんでした。でも、「先生がいるなら行きたくない」と言って、頑なに行こうとしませんでした。前から楽しみにしていた夏祭りにも出られず、かわいそうで仕方ありませんでした。ここまで行きたくない拒む姿は、親としても本当にショックでした。残り短い園生活、これからどうなってしまうのだろうと、とても悩みました。

事件から今日まで、私たち家族は、警察・検察での調書作成、保育園、弁護士さんとの話し合い等、生活の中で今回の件が大きな割合を占めました。生活のバランスも崩れ、ストレスも溜まり、普段は仲の良い家族が、ケンカになることもありました。精神的にも肉体的にも、そして仕事へもろくに行けないことから、金銭的にも本当に苦痛を与えられました。

今後、娘が成長する過程でこの記憶がどう影響してしまうのだろうと思うと、将来に渡り不安で心配です。今は何をされたかよく分からないことでも、大人になるにつれて理解できた時に娘がどう思うのか、男性恐怖症になってしまわないか、性について理解でき、普通に通過できるはずの時期に、娘は気持ち悪い、汚い、悪いことという風に受け止めてしまわないかなどと考えると、加害者に対して絶対に許せない、この先も許すことは絶対にない、という気持ちで一杯になります。

保育園の幼児の時期は、成長にとっても大事な時期で、今後の人格形成にも大きな影響を与える時期です。そんな大切な時期に、娘は犯行時に目が覚めてしまったが故に、記憶にしっかりと残ってしまっているのです。消してあげたくても消す事はできません。他にも100件ほど、犯行を繰り返してきたというのも、全て昼寝中の拒否もできない意識の無い状態で、保育中、公務の中での犯行、行為の悪質さ、勤務中の保育園の中での自慰行為、全てにおいて絶対に許せざる行動です。

安全で安心して預けられると思っていた保育園。私たちだけではなく他の保護者の方々も皆そう思っていたでしょう。加害者1人の身勝手な行動は、純粋な可愛い子供達を裏切り、保護者の方々、一緒に働く先生方をも大きく裏切った人間として最低なことです。

加害者の性的欲求を満たすが為に、道具のように扱われた子供達がかわいそうでなりません。私達親が、大切に大切に愛情をもって育てている本当に愛しい我が子を、このように扱った加害者が憎くてたまりません。人の子を何だと思っているのかと怒りが込み上げてきます。

今回、意見陳述をすることが決まり、加害者の供述調書を読みました。このような犯行をするようになった原因、性的趣向が歪んだ原因、園児を好きになった原因、全てにおいて自分の身勝手な行動とはとらえず、人のせいに行っている所に、とても悪質性を感じ、腹立たしく思えました。罪の意識がほとんどなかった、ということも、恐ろしいと思いました。

今日これまで、加害者から、そして加害者家族からも一度も謝罪はありません。誠意、謝罪に気持ちは全く感じられず、反省しているようにはとても思えません。反省し、謝罪したいと思っていたのなら、今日までに何かしらできることはあったでしょう。

保育士になる前から自分の性癖に気付いていたにも関わらず、保育士として働き始めたということは、園児に性的な何かをしたいがために保育士になったとしか思えないです。

性犯罪者、特に子供を狙った性犯罪は再犯率が高いということは知っています。だからこそ、こんな人間をこのまま野放しにされては恐ろしくて安心して子育て出来ないし、子供を外で遊ばせることも、小学校の登下校も、全てにおいて不安です。これ以上、大事な子供達の中から被害者を出したくない、執行猶予なしの厳罰を求めます、という皆さまの思いが、沢山の署名として集まりま

した。たった10日間で3,032名もの署名が集まりました。

裁判官様、どうか、これからも起こりうる犯罪の抑止力になりますよう、私達の思いを汲んで頂きたく思います。加害者には実刑を望みます。

最後になりましたが、私に意見陳述の時間を与えてくださったことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

もうすぐ事件から1年が経とうとしています。今でも時々ふと思い出し、振り返ることがあります。当時は本当に辛い時期でしたが、ぎふ犯罪被害者支援センターの方々の支援があったからこそ、最後まで諦めずに裁判まで終えることができたと思います。事件の被害者側は、普通に日常を送っていた人が突然、被害者や被害者家族となります。そんな時、警察や検察への対応、そして裁判までとなった時、自分たちはどうすれば良いのか、どうしていきべきか何もわからずとても心細かったです。でも警察の方から被害者支援センターを紹介され、支援をお願いし、本当に最後まで私達被害者家族に寄り添って下さいました。お会いした時はいつも細やかなお気遣いをして下さったり、電話では不安なときや辛いときにお話を聞いて下さったりと、本当に心強かったです。相談員の方々には、家族一同本当に感謝しています。温かい御支援、本当にありがとうございました。

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク発行
「犯罪被害者の声第13集」より